

大阪都構想に係る各党法案の比較

平成24年7月11日

(公財)日本都市センター研究室

| | | 民主党・国民新党(H24.6.12提出) | 自民党・公明党(H24.4.18提出) | みんなの党(H24.3.9提出) |
|------------------|-----------|---|--|--|
| 法整備の形式 | | 新法(特例法)の制定 | 地方自治法の改正 | 地方自治法の改正 |
| 対象地域 | | ①一の指定都市又は一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の市町村 ②総人口が200万人以上 | ①一の指定都市又は指定都市を含み、相互に隣接する同一都道府県の区域内の二以上の市町村 ②総人口が100万人以上で政令で定める人数を超えるもの | ①指定都市又は同一道府県内の指定都市及びこれに隣接・近接する市町村 ②総人口が70万人以上 |
| (単独で対象となる政令指定都市) | | 横浜市 大阪市 名古屋市 (人口200万人以上の3市) | 横浜市 福岡市 大阪市 川崎市 名古屋市 さいたま市 札幌市 広島市 神戸市 仙台市 京都市 (人口100万人以上の11市) | 全ての政令指定都市(20市) |
| 都の設置 | | 都は設置しない | 都は設置しない | 都を設置する |
| 特別区の設置 | | 市町村を廃止し、特別区を設置する | 市町村を廃止し、特別区を設置する | 市町村を廃止し、特別区を設置する |
| 手続 | 発意 | 道府県及び関係市町村による申請 | 都道府県及び関係市町村による申請 | 道府県及び関係市町村による申請 |
| | 協議会の設置 | 必要 ・特別区設置基本計画の作成等を行う「特別区設置協議会」 | 必要 ・特別区移行協定書の作成等を行う「特別区移行協議会」 | 任意 ・都・特別区基本計画の作成等を行う「都・特別区設置協議会」 ・事務・財源配分等についての提案に関する協議を行う「事務・財源配分等協議会」 |
| | (協議会の構成員) | 会長・委員とも: 道府県・関係市町村の議員、長その他の職員、学識経験者から選任 | 会長: 都道府県知事 委員: 都道府県の議員・職員、関係市町村の議員・長その他の職員、学識経験者から選任 | 会長・委員とも: 道府県及び関係市町村の議員、長その他の職員、学識経験者から選任 |
| | 議会の議決 | 必要(道府県・関係市町村) | 必要(都道府県・関係市町村) | 必要(道府県・関係市町村) |
| | 住民投票 | 必要(関係市町村のみ) | 必要(関係市町村のみ) | 不要 |
| 国の関与 | | ①特別区設置計画を作成したときは、議決の前に総務大臣に報告。総務大臣は検討し、遅滞なく意見を述べる。 ②特別区設置計画に、事務分担、税財政制度等のうち、国において法制上の措置等を講ずる必要があるものを記載する場合は総務大臣に事前協議し、同意を得なければならない。 ③総務大臣が特別区の設置を決定 | ①特別区移行協定書について総務大臣に情報提供・説明 ②総務大臣が特別区の設置を決定 | ①計画についての事前協議なし ②内閣が都・特別区の設置を決定 |
| 事務配分 税財政制度 | | 事務分担、税財政制度について意見の申出があった場合、政府は、必要があると認めるときは、当該意見の趣旨を尊重し、速やかに、必要な法制上の措置その他の措置を講ずる。 | 政府は、特別区移行協定書の内容を尊重し、特別区の設置の申請があったときから六月を目途に必要な法制上の措置等を講ずる。 | ・事務・財源配分等につき国が講ずべき措置について、内閣に提案することができる。 ・内閣は国会に報告 ・内閣は提案を尊重し、概ね三月以内に措置の必要性を判断し、必要があると認めるときは、所要の法制上の措置等を講ずる。 ・内閣は、概ね六月以内に、対応状況を国会に報告 |
| その他 | | 政府は、地方公共団体からの新たな大都市制度についての提案の申出を受けたときは、地方制度調査会において検討する。 | - | - |